

令和 7 年度

社会教育活動が地域に広がるために
—第 18 期杉並区社会教育委員の会議 まとめ—

令和 7 年 6 月

杉並区社会教育委員の会議

目 次

- 1 はじめに
- 2 杉並区における社会教育行政の現状
 - (1) 区の実組
 - ① 「社会教育士の育成」事業
 - ② 「社会教育士の活用」事業
 - (2) 取組に対する会議での意見
- 3 社会教育活動を広げるための具体的方策
 - (1) 社会教育士等のネットワークを維持・発展させるために
 - ① 社会教育士等による学び場づくり
 - ② 社会教育士的に活躍する区民のモチベーションアップ
 - (2) 地域住民の自発的な活動が学校施設をとおして広がるために
 - ① 安心して学校を地域に開く施設運営
 - ② “地域の学び支援本部”の活用
 - (3) 社会教育活動の支援を充実させるために
- 4 おわりに

<参考資料>

1. 第18期杉並区社会教育委員名簿
2. 第18期杉並区社会教育委員の会議 検討経過

1 はじめに

杉並区教育委員会では、「杉並区教育ビジョン 2022・杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」に基づき、『人生 100 年時代』を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する」「学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える」「教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がるよう支援する」という教育行政の取組の方向性を定め、様々な事業を実施している。

その一つに、第 17 期杉並区社会教育委員の会議のまとめ「一人ひとりが自分らしく生きられる杉並を目指して一学び合いを支える社会教育士の意義と役割」をもとに開始した「社会教育士の育成・活用」事業がある。本事業は、教育委員会事務局職員の称号取得を図る育成と、地域に存在する社会教育士や社会教育士的な役割を果たしている区民を対象に、その活動を支えるための学習機会を提供することで、さらにその先にいる区民の学びを支えようとする取組から成る。

第 18 期杉並区社会教育委員の会議では、第 17 期のまとめを受け、この事業の実施状況を追いながら、今後どのような取組が進められることが望ましいか話し合うことを通じて、社会教育活動への支援のあり方について検討してきた。

それは、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月から 5 類感染症に移行し、長期にわたって制限されていたが様々な活動が活発になってくる時期と重なった。話し合いの中で我々は、人と人が出会い、学び合い、育ちあうには社会教育活動が大切だということを、コロナ禍を経て改めて確認した。一つひとつの社会教育活動は小さな営みであったとしても、そこには、自分の人生を生きるために必要な気付きや力を育むきっかけが無数にある。そうした思いのもと、社会教育士や社会教育士的に活動する区民が地域の中を駆け巡り、共に生きる喜びを味わうことのできる地域社会づくりに向けて活躍することを願い今期のまとめを作成したものである。

人と人との関わり合いが広がることで、昨日よりも今日、今日よりも明日、私たちが生きるこの地域社会がより豊かになり、次代の杉並を創るうねりとなる。

このまとめが杉並区における今後の社会教育活動の推進に寄与することを期待する。

2 杉並区における社会教育行政の現状

杉並区教育委員会では、「杉並区教育ビジョン 2022・杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」に基づき、「一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します」という基本方針のもと、「社会教育士の育成・活用」事業を実施している。令和2年度にはじまった「社会教育士」というこの称号制度を行政計画に位置付く事業にした事例として注目に値するが、社会教育活動を広げていくためにはとても重要な取組である。

(1) 区の取組

計画では、「人と人、人と学びや活動の場をつなげる支援を充実させること」が「他者とかかわり、つながりながら新たな価値を生み出す」として、①ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力を有し、様々な分野で学びの支援を行う社会教育士の育成を行うとともに、②地域の中で豊かに学び合いが進むよう「学び合いのワークショップ」や「スキルアップ講座」等を行うことが挙げられている。

各事業の概要と実績をとりまとめると次のとおりになる。

① 「社会教育士の育成」事業（令和4年度～）

社会教育士の称号は、文部科学省から委嘱を受けた実施機関が行う「社会教育主事講習」を修了するか、養成課程を置く大学で必要な単位を修得することで取得することができる。

杉並区教育委員会では、この「社会教育主事講習」に研修の位置付けで教育委員会事務局職員を派遣して社会教育士の称号を取得させるほか、主に区内在住・在学の学生を対象に、養成課程で必修とされている社会教育実習について、学生本人や大学からの要請に応じて受入を行っている。

これにより、区民の社会教育活動を支える職員体制の強化と、地域での活躍が期待される区民の称号取得を進めている。

《実績》

年度	称号取得職員数	実習受入人数
4	9名	3名 ※うち1名は本人の希望により児童館での実習につなげる。
5	1名	2名
6	3名	5名
合計	13名	10名

② 「社会教育士の活用」事業

地域で活動する民間の社会教育士も、区民の活動を支える区職員の社会教育士も、学び合い、ともに力量形成や資質向上を図っていくことが大切である。そこで、杉並区では、他者の実践に学んだり、特定のテーマに詳しい人から知識や発想のヒントを得たりできるような学びの場を設けている。それが「学び合いのワークショップ」と「スキルアップ講座」という社会教育士の活用につながる事業である。

○ 学び合いのワークショップ（令和5年度～）

社会教育士など、地域活動の実践者を対象に、活動から学び得たことを分野や地域等を越えて参加者同士がよく聴き合うことを通して、自身の活動をふりかえるとともに、他者の活動に学ぶワークショップ（ラウンドテーブルミーティング）を実施。参加者の属性は、子育てや防災、まちづくり等の NPO 関係者、子どもや障がい者の居場所づくりに関わる人、学校運営協議会委員、活動支援に関わる区職員など様々である。

《実績》

年度	実施日	事業名	参加者数
5	12月20日	学び合いのワークショップ～持ち寄ろう聴き合おう ゆるくつながろう～	40名
6	7月31日	地域活動のリアル～みんなの実践聴き合おう語り合おう～Vol. 1	45名
	12月13日	地域活動のリアル～みんなの実践聴き合おう語り合おう～Vol. 2	46名

いずれも講師は倉持伸江氏（東京学芸大学准教授）。

○ スキルアップ講座

地域活動に必要な力を育むため、社会教育士など地域活動の実践者のニーズを聞き取りながら協働で講座を実施。

	実施日	事業名・講師等	参加者数
5	3月13日	ラウンドテーブルミーティングをやってみよう！ 講師：倉持伸江（東京学芸大学准教授）	50名
6	9月30日	地域活動応援講座 人との交流で見つける自分の“色” 企画運営協力：合同会社 Active	36名

		Learners 及び学び合いのワークショップ参加者有志	
	3 月 12 日	地域活動応援講座 地域活動の鍵は情報！「トル・ダス・ツナグ」 協力：NPO 法人チューニング・フォー・ザ・フューチャー及び学び合いのワークショップ参加者有志	25 名

(2) 取組に対する会議での意見

社会教育士の資格制度がはじまって5年、全国では7千人以上（令和5年度末現在）の社会教育士が誕生しているというが、区内にいる称号取得者の数も把握することが難しい現状がある。

そうした中で組織的な教育活動である社会教育において、個人に与えられる称号を切り口に、社会教育人材の掘り起こしと、その人の社会教育活動への支援を通じた地域の学び合いに展開させようとする試みは意義深い。とりわけ「学び合いのワークショップ」のように、他者との共同的な学び合いを通して、学習者が自分の実践を振り返り、必要とされる学びを自ら創っていくためのヒントやアイデア、また、実践で抱える課題や悩みを共有し、気づきが得られる学びの場は、領域や活動歴を超えて集まることのできる機会であり、我々はここに集う人々に大きな期待を寄せている。

この取り組みにより動機は様々でも、参加した学習者からは、称号取得に向けたプロセスで学んだ知識や考え方が、実践面で大いに役立っているという声が多く上がっている。さらなる力量形成を図りながら、地域課題の解決や人づくりに役立っていききたいという熱意を持った方々を増やしていくことが杉並区の大きな力となる。

今後は、こうした方々と、先のワークショップの参加者等が協力して、区内の社会教育活動に勢いをつけていくことが重要になってくるだろう。そのためには、事業の参加者が学び合うだけでなく、区から具体的なテーマや取組を彼らに投げかけることが必要である。そうすることで、地域での活動をさらに前に進めようとする人や、社会教育士の称号を得ようとする人も現れるだろう。

ぜひとも、区が目指す社会教育の方向性と区民のモチベーションをシンクロさせるきっかけを作ることで、杉並区の社会教育活動に弾みをつけてほしい。

一方、社会教育士の育成は、区が地域の社会教育士を支えるため、教育委員会事務局職員に研修の位置付けで称号を取得させるものだが、地域づくりや活動支援を担う他の行政分野においても大いに役立つという理由から、自主的に受講を決めた職員も出てきている。地域にあっては、区からの情報提供を通じて、

称号を取得した区民も存在している。

そうした教育委員会事務局以外の職員や地域の社会教育士は、「多様な主体との連携や協働を進めるためには社会教育の視点が必要だと思った」「地域の学びや活動を支えるために、自分自身も学び直しが必要だと思った」「地域課題の解決に社会教育を掛け合わせると可能性が広がると思った」というように、既にコーディネーターやファシリテーターとして活動する中で至った思いから受講を決めたり、反対に「社会教育活動に携わる人や事業等に関わる機会がある中で自然と興味生まれ、一から学んでみようと思ったり」という気持ちから受講を決めた方もいる。

ぜひとも、そのような「人」を介して、未だつながれていない社会教育士の掘り起こしを行い、社会教育活動の一層の活性化を区政全体で図るようにしていきたい。

3 社会教育活動を広げるための具体的方策

社会教育活動が地域で活発に行われるためには、地域の中で学び合う機会や場が充実することが必要であり、その中でこそ社会教育士が存在として認知されることにつながることもなる。

この間、社会教育センターでは、人や施設、活動等の間で「やりとり」が生まれる仕掛けを意識し、様々な団体や機関等と連携・協働し「出前型・ネットワーク型」で社会教育事業の展開を図ってきた。そして、参加者同士の「ゆるやかなつながり」づくりを行いながら、学校教育やコミュニティ行政とも連携して講座等実施することで、多くの区民が地域で活動し、大人の学び合いが活発に行われるようになってきている。

しかし、まだまだこうした活動や場に縁遠く、ポテンシャルを地域の中で発揮できていない区民も大勢いるため、これまでのように興味や関心に基づく「ゆるやかなつながり」から地域参加・参画に通じる社会教育活動へとつなげていく取組を今後も続けていくことは大事である。

それと合わせ、社会教育が意識されていない領域で、既に地域で活動している人々が学びや教育という言葉のイメージから、「自分がやっていることは社会教育なのだ」と気付いてもらうきっかけや、社会教育を意識して活動できるようにするための機会も重要である。

なぜなら、社会教育だと認識することにより、今まで以上に、相手の話をじっくり聴き、自分を見つめ直し、本音のメッセージを相手に伝えられるようになるからである。のみならず、やり取りの相手や地域に対する関心も高まってくることもしばしば見られる。

こうした態度や行動の変化は、周囲の人たちに、チャレンジしたり体験したりあるいは一緒に何かを創ったりしようとする「学びのマインドセット」を促すことにもなる。一人の人が仲間と様々な関係を築き、それぞれの関わり合いの輪を広げることこそが、地域をつくる基盤としての社会教育そのものであり、これを自覚することで、その営みはより豊かになるものと考えられる。

こうした積み重ねを繰り返すことで、区民の中に社会教育士になろうという思いが芽生えたり、社会教育士についての理解促進や一緒になって活動しようとしたりする人が続いていくと考えられる。

そこで、我々はこうした状況を踏まえつつ、社会教育活動が地域に広がるよう、「社会教育士等のネットワークを維持・発展させるために」、「地域住民の自発的な活動が学校施設を利用して広がるために」、「社会教育活動に係る相談・支援体制を充実させるために」という3つの切り口から、次のように方策を考えた。

(1) 社会教育士等のネットワークを維持・発展させるために

① 社会教育士等による学びの場づくり

杉並区では、既に社会教育士や社会教育士的に活躍する人々の学びの場がつくられている。ここには、地域の中で様々な分野の社会教育活動に取り組む区民が参加するだけでなく、所管である生涯学習推進課や地域づくりに関係する

区長部局の職員も自発的に参加しており、区民と職員の垣根を超えて社会教育でつながるネットワークの素地が緩やかにできつつある。

どのようなネットワークであれ、その維持・発展には、定期的にコミュニケーションを重ね情報交換をしながら協同して何かに取り組む機会を設けることが肝心であるが、社会教育士等のネットワークについても同じことがいえるのであり、社会教育活動を地域に広げていくためには、この素地を活かして、社会教育士らが協同して学びの場づくりを行っていくことが重要である。

そのためには、先述したように、区から具体的なテーマや取組を投げかけて、これに共鳴した人や団体が社会教育活動に展開させていけるよう、様々な働きかけや支援を区が行っていくことも必要である。これにより、思いがけない人や団体の連携や協働が進んだり、つながれていなかった地域の社会教育士の掘り起こしにつながったりすることが期待される。

また、社会教育活動の経験を積んでいくことで、改めて社会教育そのものを学びたいと思うようになった人や、まずは社会教育を学んでから活動をはじめようと思う人に向けて、社会教育士等が社会教育についての知識や考え方を学ぶ機会をつくってみるのもいい。それはきっと社会教育士にとっても、身近な地域で仲間と社会教育というものを確認し合うことのできる居場所となって、ネットワークを機能させる一つの駆動力になるのではないかと考える。

② 社会教育士的に活躍する区民のモチベーションアップ

社会教育士の称号を取得するには、社会教育主事講習の受講が必要であり、時間的にも経済的にも負担がかかる。既に地域で活躍している人であれば社会教育士の称号を持たなくても活動できているので、講習の受講はそれなりにハードルがあると言っていいだろう。

しかし、地域で社会教育活動に取り組む人々が将来的に称号の取得を目指すようになるかどうかは、彼らがモチベーションを保ったまま、生き生きと活動を継続し、社会教育士が社会教育活動を広げるうえで重要なキーパーソンであることを実感できる機会があればこそ、その実現性が高まる。社会教育士の予備軍ともいえるこの層を厚くし、この層に対して区が適切な働きかけを行っていくことが望ましい。

また、生き生きと社会教育活動を継続しているひとの中には、自身の活動が社会教育だと思わずに取り組んでいる人もいる。そこで社会教育士を含め、地域で様々な活動に取り組んでいる人々が、社会教育という理念を持ちながら一定の連帯感や帰属意識を醸成していくことができるように、自分たちで考えた愛称で呼び合えるような仕掛けをしてみてもどうか。あるいは、社会教育事業や(2)②で後述する学校施設を利用した様々な取組に積極的に巻き込み、一緒に学びの作り手、担い手として活動してもらう中でその自覚を養ってもらう

働きかけをしてみてもどうか。

こうした仲間意識や他者の学びに寄り添うことで得られる実感から、社会教育活動へのモチベーションを向上させつつ、社会教育のファンやサポーターを増やしていくことが大切である。この中から社会教育士の称号を取得する人が生まれ、区の様々な働きかけや支援から緩やかにつながり、そしてこのネットワークの輪がさらに地域での活動に広がっていく力となる。こうした末広りの社会教育活動のあり様を期待したい。

(2) 地域住民の自発的な活動が学校施設を利用して広がるために

① 安心して学校を地域に開く施設運営

令和3年に策定された杉並区基本構想で示された、「学びのプラットフォーム」の考え方を受けて、教育委員会では、身近な公共施設である「学校施設」の活用を通じて学びの拠点づくりを進めていくこととしている。

学校施設は、基本的には、図書館や博物館と同じように、地方自治法第244条で定められた「公の施設」であり、したがって、その管理運営の権限と責任は設置者である地方公共団体にある。こうした原則を理解した上で、学校施設の活用については、学校教育法に定められた目的を念頭に置きつつ、地域学校協働活動の状況や区民による社会教育活動の状況を踏まえて、当該地方公共団体（教育委員会）が適切に判断することが必要である。

もちろん、実際上は、第一義的には学校長が判断することとなる場合が多いと思われるが、上記の趣旨・解釈を踏まえれば、教育委員会は、学校施設の運営を学校側に任せきりにせず、地域における「学びの拠点づくり」の推進に向けて、必要な指導・監督をすることが求められる。

現在、区では、「学びのプラットフォーム」として、地域の様々な人が学校で活動するために、学校が安心して地域に学校施設を開くことができるよう、令和7年度から区立小学校1校で、モデル的な取組として、学校施設管理の一部見直しが行われている。

今後も、諸室の利用拡大を見据える場合には、学校の安心・安全を前提に、施設管理体制を整えていく必要があると考える。

また、学び合いや関わり合いが生まれる場の創出につながるよう、どのような仕組みで学校施設の有効活用を図るのか、将来的なあり様や目指す姿を同時に検討していく必要がある。

現状では、教育委員会が認定した学校開放登録団体が文化・スポーツ活動で使用するほか、保護者や地域住民が主体となって行う「放課後子ども教室」や「土曜日学校」等で使用されているが、今後、より多くの地域住民による利用拡大が進むことを想定したときに、利用者間の関係を育むやり方やそれを誰が担うのかといった課題が浮かび上がってくる。これを学校が行うという発想は本来的でも現実的でもない。学校との信頼関係を築いている社会教育士等で構成する組織体がその中核を担い、地域によって自主的・自立的に行われるようになることは、住民自治や地域ネットワークの観点から見ても、大変意義深い

ものになると考えられる。

② “地域の学び支援本部”としての活用

身近にある学校施設を子どもたちの学び舎であるだけでなく、地域の大人にとっても生活課題や興味関心に基づく学びを気軽にできる場にすることが、生涯学習を進める上でとても重要である。

しかし、日常生活の中で学校と関わりを持っていない人や、これまで地域とのつながりを作ってこなかった人にとっては、近所にある学校施設であっても、そこに足を運び、集会等に参加するのは、いささかハードルが高いただろう。

やはり、場や活動につなげることでできる社会教育士のような人の介在が大事である。

とりわけ「地域に参加したいが何があるか分からない」「こんなことをやってみたいが、何から始めればいいのか悩んでいる」といった相談に寄り添い、地域の誰かにつなげたり活動を紹介したりすることは、その人のはじめの一步を支えることになる。そこで、例えば、社会教育士等が中心になり、社会教育活動や文化・スポーツ活動に関わる相談に加え、“やってみよう”という思いに寄り添ったり、ささやかな疑問や悩みでも安心して話すことができる「地域活動のよろず相談所」のようなことを試みたりするのも一計である。ゆくゆくはこれを学校教育外で使われる社会教育のための時間帯における“地域の学び支援本部”に育てていけば、子どもたちの学びを支えてきた学校支援本部と対になり、学校教育と社会教育の隔てのない仕組みができるものとする。なお、その際は、施設管理責任の所在が課題になると思うが、社会教育活動に充てられる時間帯は教育委員会が施設管理責任を持つ方がいいということも、申し添えておく。

(3) 社会教育活動に係る支援を充実させるために

適切な社会教育活動の支援を行うためには、相談者が何を求めているのかを的確に把握することが重要である。ニーズが明確であり、なおかつ提供できる情報などのリソースが手元に十分あれば、ワンストップで具体的な支援につなげることができる。しかし、多岐にわたる社会教育の領域において、それが難しい場合があることも容易に想定できる。

そのため、区は社会教育センターに様々な相談に効果的に対応できる体制を整えていくことが大切である。まずは、日頃からどのような情報が必要とされ、どのような支援が求められているのか傾向を分析し、それに合わせた情報を収集することが必要である。このようなニーズの把握には、電話や窓口での問い合わせのほかにも、地域に出向いて現場の様子を肌で感じながら、様々な活動者や区民とコミュニケーションを取り、ヒアリングを重ねることが有効である。

そして、相談支援の実際場面では、相談者がどういう情報を欲し、どういう目標を持ち、どういう支援を求めているか等、相談者と共に悩み、相談者と共に考えながら支援を行っていく姿勢が必要ではないか。

また、社会教育活動を行っている人や行おうとしている人の中でも、社会教育センターに相談できるということを知らない人が多い。そのため、社会教育センターには社会教育士の称号を取得している職員がいて、社会教育活動の相談ができるということを地域に出向きながら、広く周知していくことが重要である。

一方、職員が地域に出向き、コミュニケーションを重ねながら地域主体の社会教育活動を育んでいく過程では、対象の領域が多岐にわたることや立場・見解の相違、認識不足などから、行政と相談者や地域との間で問題・課題が発生する可能性もあるだろう。しかし、社会教育の視点に立つのであれば、これを対話や協働における一つの学習素材として考えることができ、それを乗り越えていくプロセス自体が学びであるとして捉えることができる。

こうしたことを踏まえれば、我々としては、職員が不安を感じることなく相談支援を行うことができるよう組織的配慮やサポートする体制の構築も重要であることを改めて共有したい。

4 おわりに

現在、社会教育行政に関する中核的な国家資格として社会教育主事の資格がある。社会教育主事は教育委員会の事務局に置かれ、行政内部の連絡調整や行政の立場で市民による社会教育活動の応援をすることが職務内容とされている。その結果、社会教育主事の活動は、行政職員としての職務に基づき、行政上の施策・事業として具体化することを念頭においたものにならざるを得ない。いわば「形になった学び」に着目することがどうしても必要になるのである。それは、行政の活動が、予算の確保や法令の解釈適用など本来的に「形になっているもの」によって構成されていることと密接に結びついている。一部の社会教育主事が、「自分たちの仕事は講座やセミナーの企画実施である」というように考えていることは、そのことを端的に示している。

その一方で、多くの社会教育主事は、行政職員であることの限界から、本来社会教育がその本質的な特徴としている「形になっていない学び」になかなか関わりを持てないことにジレンマを抱えている。それは、地域学校協働活動におけるボランティアな実践や地域の居場所における語り合いなど、仲間との関わり合いや学び合いによってお互いに成長しあえる関係を創り出すことが社会教育の基本であることを熟知しているがゆえのことである。

こうした状況のもとで、社会教育の本質的な特徴に目を向けた、画期的な称号（正確には「資格称号」）が登場した。社会教育士の称号は、地域の様々な社会教育活動に入り込み、ファシリテーションやコーディネーションをとおして、その充実を図ったり、また新しい活動を創り出したりするものである。

このように考えると、社会教育士は、単なる第三者的・評論家的な立場で区民を応援することにとどまらず、社会教育の実践者そのものとしての性格を併せ持っているといえよう。そのような中で、社会教育実践を行っている人たちや地域づくりの活動に関わってみようとするとの考えを持っている人たちの多くが、社会教育士の素養を持ち実践してくれることが強く望まれている。その意味で、社会教育士は、行政機関内部にとどまらず、むしろ行政機関の外、すなわち「民」の世界で活躍されることが期待されているのである。

地域において、「かかわり」と「つながり」を生み出すことは、個人の幸せと豊かな地域社会を創る上で何よりも大切である。これを杉並区で実現できるかどうかは、社会教育士の活躍いかににかかっているといっても過言ではない。その意味で、称号の有無によらず地域の社会教育の推進を担う人材を杉並らしい呼称で表すなどして、彼ら／彼女らが存分に活躍できる環境を充実させていくことは、今後の重要な課題である。杉並区のこうした取組が全国の様々な地域に広がり、その未来を創っていく大きな力になることを心より期待する。

参 考 資 料

- 1 第 1 8 期杉並区社会教育委員名簿**
- 2 第 1 8 期杉並区社会教育委員の会議 検討経過**

1 第18期杉並区社会教育委員名簿

(委嘱期間：令和5年6月10日～令和7年6月9日)

区 分	氏 名	所属・役職等（※委嘱時）	備考
学校教育及び社会教育の関係者 (条例第2条第1号該当)	諸橋 もろはし のりこ 記子	青少年委員	
	宮内 みやうち やすこ 康子	青少年委員	
	檜 ひ えだ こうたろう 枝 光太郎	松溪中学校学校運営協議会会長 OgiLOVE 代表 だがしや楽校サイエンスくらぶ	
	南 みなみ ゆうこ 裕 子	学習院大学特別客員教授	
	青木 あおき ゆり 優莉	銭湯ぐらし 株式会社アソボット	
家庭教育の向上 に資する活動を行 う者 (条例第2条第2号該当)	天野 あまの ひかり ひかり	特定非営利活動法人親子コミュニケーションラボ代表理事	副議長
学識経験者 (条例第2条第3号該当)	荻 おぎ うえ けんたろう 上 健太郎	東京学芸大学教育インキュベーション推進機構准教授	
	内 うち やま ひろこ 山 博 子	女子美術大学教授	
	笹 ささ い ひろみ 井 宏 益	玉川大学学術研究所特任教授 国立教育政策研究所統括客員研究員	議長

2 第18期杉並区社会教育委員の会議 検討経過

回数	開催月日	項 目 等
第1回	令和5年 7月24日	○委嘱状伝達 ○議長・副議長選出 ○今年度の予定について
第2回	10月31日	○検討課題について ・第17期まとめとのつながり
第3回	令和6年 1月29日	○検討課題について ・各委員の課題認識について
第4回	3月19日	○検討課題について テーマ：誰もが「学びの主体は自分である」ということに 気付くにはどうしたらいいのか
第5回	5月24日	○社会教育関係団体への補助金支出について ○検討課題について テーマ：学びの作り手になっていくための支援
第6回	7月12日	○検討課題について テーマ：ウェルビーイングと社会教育
第7回	9月6日	○検討課題について テーマ：社会教育活動の広がりをつながり 社会教育に取り組む人々の生きたネットワーク
第8回	11月13日	国指定史跡「荻外荘（近衛文麿旧宅）」見学
第9回	令和7年 1月14日	○今期のまとめに向けて
第10回	3月25日	○社会教育関係団体への補助金支出について ○今期のまとめの素案について
第11回	5月30日	○社会教育関係団体への補助金支出について ○今期のまとめについて

登録印刷物番号

07-0041

印刷物名称 社会教育活動が地域に広がるために
第18期杉並区社会教育委員の会議まとめ

令和7年度版

令和7年6月発行

編集・発行 杉並区教育委員会事務局生涯学習推進課管理係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

TEL (03)3312-2111(代)